

業務説明資料

1 業務概要

- (1) 業 務 名 首都圏における魅力発信イベント開催業務
- (2) 履 行 期 間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (3) 履 行 場 所 浜松市内、他
- (4) 契約上限金額 5,650 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 目 的 首都圏在住者を対象とした本市の魅力を継続的に発信するイベントを開催することで、本市の認知度向上やファン化、関係人口の創出を図る。また、コミュニティの形成を促進し、ロイヤリティを向上させ、愛着度や信頼度を高めることでファンの深化を目指す。

2 業務委託内容

(1) フェア、イベントの企画・開催

首都圏のイベントスペースや飲食店等を会場として、業務目的達成のため継続的なイベント（部会）を開催する。本市の食や地場産品、ものづくり、音楽、歴史文化、くらしなど特色ある地域資源をテーマに設定し、コンセプトを設計すること。また、各テーマを深掘りし、参加者の理解を深めるような内容とすること。

【イベント（部会）概要】

開催場所 首都圏のイベントスペースまたは飲食店

開催期間 令和 7 年 6 月～令和 8 年 3 月（委託者と協議のうえ決定する）

回 数 期間中に 4 回程度

内容の例 餃子部、スイーツ部など

- ・参加人数は各回 15 名以上を想定すること。
- ・イベントで取り扱うテーマを提案し、委託者と協議のうえ決定すること。
- ・必要資材等を事業者が首都圏の会場へ運搬する補助を行うこと。
- ・本市にゆかりのあるゲストや司会者を起用する場合の謝礼、交通費等については委託料に含むこととする。
- ・各イベント開催時に、市職員等によるセミナー（プレゼン）を実施する。
- ・イベントの実施にあたり、参加者から実費程度の参加費を徴収し、受託者の収入とすることは差し支えない。徴収する場合は、その金額設定の根拠を示すこと。
- ・最終的な実施内容は、企画提案を踏まえ委託者と協議のうえ決定するものとする。

(2) 目的およびターゲット設定

浜松に興味がある認知層、顕在層をメインターゲットとし、部会への参加を契機にさらなる興味喚起、愛着度の上昇を目指す。

- ・既存の本市の魅力資源を活用し、地域価値の向上に資する内容とすること
- ・本事業により目指す姿、狙い、目的、KPI 等の目標を明確にすること
- ・既存のデジタル事業（デジタルプロモーション業務、SNS 発信業務等）と連携し、デジタル事業で認知を獲得したターゲットの興味関心・行動変容を喚起する具体事業として機能させること

(3) コミュニティの醸成

イベント参加者への継続的な情報発信やフォローアップにより、接点を増やし、浜松への愛着度を高め、ファンの深化を図るような取り組みを委託者と連携して実施すること。

- ・市の旬な話題や事業、課題などについて定期的な情報提供を行う
- ・ゆかりのゲストや参加者同士の交流を促進し、浜松へ興味のある顕在層のファン化を目指す

(4) 事務局運営業務

イベント開催にあたり、以下の業務を実施すること。

- ・参加者の募集、連絡調整、報告を行うこと。
- ・イベント開催場所の確保、調整を行うこと。
- ・会場の設営、搬入出等を実施すること。各会場の設営、施工、撤去、備品等のレンタル料、警備などの必要経費については、委託料に含むこととする。
- ・プログラム、会場レイアウト（ゲストなどがいる場合、動線・控室の確保含む）、タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本等を作成すること。
- ・イベントにおけるセミナー実施に係る機材等の手配を行うこと。機材等における必要経費は委託料に含むものとする。
- ・イベント中、進行の状況を確認し、イベントが円滑に進むよう必要な業務を行うこと。

(5) 情報発信の実施

- ・イベント実施前の参加者募集などの周知について、効果的な情報発信を行うこと。
- ・イベント実施後について、業務目的を達成するため効果的な情報発信を行うこと。

(6) 効果測定

- ・イベント開催時にアンケート等により効果測定を行うこと。アンケート結果は集計及び分析すること。
- ・アンケート項目及び実施方法は事前に委託者と協議のうえ決定すること。
- ・アンケート結果やイベント状況を振り返り、イベントの改善や今後の展開に向けた提案を行うこと。

(7) 成果品

- ・業務計画書（事業実施にあたってのスケジュールを示すこと）
- ・企画計画書
- ・効果測定・アンケート等の検証結果分析
- ・実施報告書、次年度以降の改善提案
- ・著作権

本委託で作成したすべての成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、浜松市に譲渡すること（成果品は加工等も含めて二次利用・三次利用ができる状態での納品とし、事業実施以降も浜松市に帰属する。）。受託者は著作者人格権の行使をしないものとする。

第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。

3 その他

- (1) 打ち合わせにおける議事録を作成し、関係者と共有すること。
- (2) 情報発信の時期や期間、対象エリアは委託者と協議のうえ決定すること。
- (3) 契約締結後、業務予定表を委託者に速やかに提出すること。
- (4) 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。
- (5) 受託者は、本委託の実施により知り得た情報が漏洩することの無いように、情報の管理に万全の措置を講じること。また、受託者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、受託者が責任を負うが、委託者に対しては速やかに報告すること。

- (6) 受託者が業務上知り得た個人情報については「浜松市個人情報保護条例」を遵守し、個人情報の適正な管理および保護を図るため、必要な措置を講じること。
- (7) 本業務の実施に当たって撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影等の許可を得ること。また、内容について十分な検討を加えた上で、関係機関との連絡を密に図り、情報交換、調整、資料収集に努めること。
- (8) 本業務の遂行に当たっては環境関係法令を遵守し、浜松市環境方針及び浜松市特定調達物品等の調達方針（ガイドライン）に基づいて、事業の推進に努めること。
- (9) 本仕様に記載のない事項については、委託者と協議して決定する。